

医推第778号
令和4年9月30日

各病院及び有床診療所の開設者 殿

岡山県保健福祉部長

地域医療構想を踏まえた対応方針の策定について

新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、岡山県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今後、人口減少や少子高齢化が急速に進展し、医療需要が大きく変化していくことが見込まれており、それぞれの患者の状態に応じた良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供することができる地域医療体制の整備が求められております。

このため、県では医療法に基づき、令和7（2025）年を目標年次とする地域医療構想を策定（平成28年3月）し、各二次医療圏に設置した地域医療構想調整会議を中心として、不足する機能病床の確保や各医療機関の医療機能の分化・連携の推進を図っておりますが、次期医療計画（令和6～11年度）の策定に向け、地域医療構想へのより多くの関係者の御理解と地域医療体制構築に向けた議論の加速化、さらには将来を見据えた各医療機関での主体的な取組が不可欠となっております。

また、国においても、地域医療構想の取組を全国的に推し進める観点から、（別添写し）厚生労働省医政局長通知「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日医政発0324第6号）において、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う」こととしております。

つきましては、ぜひ本趣旨をご理解いただき、貴殿が設置する病院又は診療所について、地域医療構想を踏まえて今後、地域において担うべき役割や持つべき病床機能等についての考え方を整理し、下記により対応方針を策定いただきますようお願いいたします。

記

- 1 策定要領 別紙「地域医療構想を踏まえた対応方針策定要領」のとおり
- 2 提出期限 令和4年11月30日（水）
- 3 対応方針の取扱い

地域医療構想調整会議において、各医療機関の対応方針を踏まえた協議を行う予定です。

4 提出先等

策定した対応方針データ（別添様式）を、貴施設所在地を所管する地域医療構想調整会議事務局へメールで提出してください。

なお、既に「公的医療機関等 2025 プラン」を策定し、地域医療構想調整会議で協議済みの公的医療機関等で、内容に変更がない場合は、あらためて対応方針を策定する必要はありませんので、その旨を下記事務局へメールでご連絡ください。

医療圏	提出・連絡先
県南東部	備前保健所企画調整情報課 Tel (086)272-3901 (直通) E-mail : bizen-kenko@pref.okayama.lg.jp
県南西部	備中保健所企画調整情報課 Tel (086)434-7020 (直通) E-mail : bichu-kenko@pref.okayama.lg.jp
高梁・新見	備北保健所備北保健課 Tel (0866)21-2836 (直通) E-mail : bihoku-hoken@pref.okayama.lg.jp
真庭	真庭保健所真庭保健課 Tel (0867)44-2990 (直通) E-mail : mani-hoken@pref.okayama.lg.jp
津山・英田	美作保健所企画調整情報課 Tel (0868)23-0114 (直通) E-mail : mima-kenko@pref.okayama.lg.jp

※地域医療構想調整会議に関する問い合わせは、上記事務局へお願いします。

【参考資料（添付）】

- ・地域医療構想について
- ・病床機能報告について

【参考資料（県ホームページ掲載）】

- ・地域医療構想調整会議資料（データ集）
<http://www.pref.okayama.jp/page/488509.html>
- ・令和3（2021）年度 病床機能報告
<https://www.pref.okayama.jp/page/793535.html>
- ・第8次岡山県保健医療計画（第5章及び第11章）
<https://www.pref.okayama.jp/page/710082.html>

(担当者)

岡山県保健福祉部医療推進課医事班 久保
電話：086-226-7403(直通) 内線3425
email : tatsuya_kubo@pref.okayama.lg.jp

〇〇病院

地域医療構想を踏まえた対応方針

令和〇年〇月 策定

【医療機関の基本情報】

医療機関名：

開設主体：

所在地：

診療科目：

職員数（令和4年7月1日現在） ※病床機能報告から事務局にて転記するため記載不要です

- ・ 総数：〇〇人
- ・ 医師（常勤〇人、非常勤〇人）
- ・ 看護職員〇人
- ・ （専門職A）〇人
- ・ （専門職B）〇人
- ・ 事務職員〇人

2025年に向けた対応方針

医療機関名							
所在地							
許可病床数	一般※ ¹	療養※ ²	精神	結核	感染症	その他	計

【1. 現状と課題】

(1) 周辺地域の医療提供体制の現状・課題

(2) 自施設の現状・課題

【2. 今後の方針】 ※ 1を踏まえた、具体的な方針について記載

(1) 地域において今後担う役割

① 今後の受入患者

② 他医療機関との連携・役割分担

③ 必要病床数・機能 等について記載

(2) 今後の病床機能（一般病床、療養病床）

	現在の病床数 (令和4(2022)年度病床機能報告)	→	将来の病床数 (2025年度)
高度急性期			
急性期			
回復期			
慢性期			
休 棟			
合 計 ※			

※現在の合計病床数は、上段の表「許可病床数」欄の※1、※2の合計数と一致させてください。

【3. その他】

(自由記載)

地域医療構想を踏まえた対応方針策定要領

1 策定の目的

今後、人口減少や少子高齢化が急速に進展し、医療需要が大きく変化していくことが見込まれ、地域の入院医療について、それぞれの患者の状態に応じた良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供することができる体制の整備が求められている。

このため、関係医療機関が将来の医療需要を見据え、地域で果たすべき機能や役割を明確化し、地域医療構想調整会議での協議等を通じて機能分化・連携を一層推進することにより、県民が安心して住み続けることのできる持続的な医療提供体制を構築する。

2 対象医療機関

一般病床若しくは療養病床又はその両方を有する県内医療機関。ただし、既に「公的医療機関等 2025 プラン」を策定し、地域医療構想調整会議で協議済みの公的医療機関等であって、プランの内容に変更がないものを除く。

また、公立病院にあっては、本要領にかかわらず、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定するものとする。

3 記載内容

別添様式を基本として、以下の事項を中心に基本情報及び地域医療構想を踏まえた今後の方針等を整理する。

(1) 医療機関の基本情報

- ・医療機関名、開設主体、所在地を記載する。
- ・診療科目は、標榜している診療科目の全てを記載する。

※職員数は病床機能報告から別途事務局にて転記するため、記載不要です。

(2) 現状と課題

① 周辺地域の医療提供体制の現状・課題

地域での役割に応じ、以下の事項（例）等に関し、分析可能な範囲で記入する。

- ・地域の高齢化率等、人口構成の状況
- ・不足する医療ニーズ等の状況
- ・近隣医療機関の診療科等の状況
- ・救急医療体制の状況
- ・地域医療構想（必要病床数推計）との比較 など

② 自施設の現状・課題

以下の事項（例）等に関し、現状と課題を分析し、可能な範囲で記載する。

- ・病床の稼働状況（稼働率、休床状況）
- ・5疾病5事業の実施状況
- ・救急患者の受入等、地域の医療ニーズへの対応状況
- ・他医療機関との連携・役割分担の状況
- ・医師、看護師等の人材確保の状況 など

(3) 今後の方針

以下の事項について、基本的な考え方を整理し、可能な範囲で記載する。

① 地域において今後担う役割

- ・今後の受入患者（どのような医療ニーズに対応し役割を果たすのか、診療科等を見直す場合はその内容）
- ・他医療機関との連携・役割分担（他の医療機関とどのように連携・役割分担し、地域で効果的かつ効率的に医療を提供していくか）
- ・必要病床数・機能（地域の医療ニーズに照らした必要病床数、病床機能の考え方）

② 今後の病床機能（一般病床、療養病床）

現在の病床数（令和4（2022）年度病床機能報告）及び上記①の考え方を踏まえた将来（2025年度）の想定病床数を記載する。

(4) その他

地域医療構想や地域の医療体制に関する意見、要望等があれば、任意で記載する。（自由記載）

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 2 年 1 月 17 日付け医政発 0117 第 4 号厚生労働省医政局長通知）等に基づき、取組を進めていただいていたところである。引き続き、これらの通知の記載を基本としつつ取組を進めていただく際に、追加的に留意いただく事項について、下記のとおり整理したので、貴職におかれては、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方

今後、各都道府県において第 8 次医療計画（2024 年度～2029 年度）の策定作業が 2023 年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022 年度及び 2023 年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。

また、2024 年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035 年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2. 具体的な取組

「人口 100 万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 3 年 7 月 1 日付け医政発 0701 第 27 号厚生労働省医政局長通知）2.（3）において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。

このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。

※ 民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観念の例（2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より）

- ・ 高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部（胆嚢摘出手術や虫垂切除手術など）や内科的な診療実績（抗がん剤治療など）、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離
- ・ 回復期機能を担う病床…算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担
- ・ 慢性期機能を担う病床…慢性期機能の継続の意向や介護保険施設等への転換の意向・状況

3. 地域医療構想調整会議の運営

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。

年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。

また、感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。

4. 検討状況の公表等

検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況を別紙様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。

なお、各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。

また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。

5. 重点支援区域

重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。

6. その他

第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下ワーキンググループ等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111（内線 2661、2663）

E-mail iryu-keikaku@mhlw.go.jp

(別紙様式)

地域医療構想調整会議における検討状況

都道府県名：

(年 月現在)

1. 全体（2及び3の合計）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

2. 公立・公的医療機関等（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

3. 2以外の医療機関（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定状況					
		合意済		協議中		協議未開始	
病床数ベース	床	床	%	床	%	床	%
医療機関数ベース	機関	機関	%	機関	%	機関	%

注1 「合意」とは、地域医療構想調整会議において、対応方針の協議が調うことを指す。

注2 「公立・公的医療機関等」は、以下のとおり。

- 都道府県、市町村、地方独立行政法人、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院及び有床診療所
- 特定機能病院および地域医療支援病院（医療法人を含むすべての開設者が対象）

注3 報告対象には有床診療所を含む。

（参考）有床診療所は、医療施設調査によれば、令和元年10月1日現在、全国で6,644施設となっている。

